



ノダ形式の連文的側面

吉田, 茂晃

(Citation)

国文学研究ノート, 21:41-51

(Issue Date)

1988-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81012266>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012266>



ノダ形式の連文的側面

吉田茂晃

いくらか貸してくれないか。無一文なんだ。

右の文例の「なんだ（のだ）」が果たしている役割には二つの側面があるのではないかと思われる。第一には、

“(話手が) 無一文であるコト”という話手だけが知っている情報を聞手に対して『告白』するというニュアンスを伝える

という側面であり、第二には、

前文の表す『依頼』に対してその『理由の提出』として働く

という側面である。第一の側面は「無一文なんだ。」という当該文（ノダ形式が実際に属する文）の内部で指摘できる役割であり、第二の側面は当該文とその前後の文との間に生じる役割である。そこで、第一のものを文内表現効果、第二のものを文間表現効果と呼ぶことにする。

別稿¹⁾において、筆者は、ノダ形式の諸形態のうち「（狭義の）のだ」△平叙・現在時▽と「のだった」△平叙・過去時▽とを

取り上げ、それらの形態がどのような表現効果を実現させるか、そのような表現効果群のそれぞれがどういった事情で生じてくるのか、という問題について論じた。しかし、そこで論じた「表現効果」とはここに言う文内表現効果のみであり、文間表現効果のほうには敢えて触れなかった。ノダ形式の働きについて考察する第一段階として対象を文内表現効果にしぼり、文間表現効果を意識的に排除したのである。

そのような別稿を承けて、本稿では、ノダ形式の文間表現効果について考察をすすめてゆく。なお、本稿で扱う対象は「（狭義の）のだ」△平叙・現在時▽に限定しておく。

ノダ形式の本質と文内表現効果

文間表現効果について論じる前に、別稿の結論を繰り返すことになるが、ノダ形式の本質と文内表現効果についてひととおり見ておくことにする。

(1) ノダ形式の組成と表現の構造

一般にノダ形式と呼ばれているのは、準体助詞「の」を用いたあらゆる述語形式であって、具体的には「のだ」や「のです」・「のである」・「のさ」・「のね」・「のよ」などのほか、「のだろう」・「のだった」・「のか」などもそれに属する。即ち、**準体助詞「の」＋述語化要素**という組成を持つものはおしなべてノダ形式とされている。本稿でもそれと同じ定義において「ノダ形式」という術語を用いるものとする。

△準体助詞「の」＋述語化要素という組成を持つノダ形式が起用されたときには、その表現は次のような構造を持つことになる。

◇ 叙述内容をいったん句的体言とし、然る後にあらためてその体言句を述語形式たらしめる。

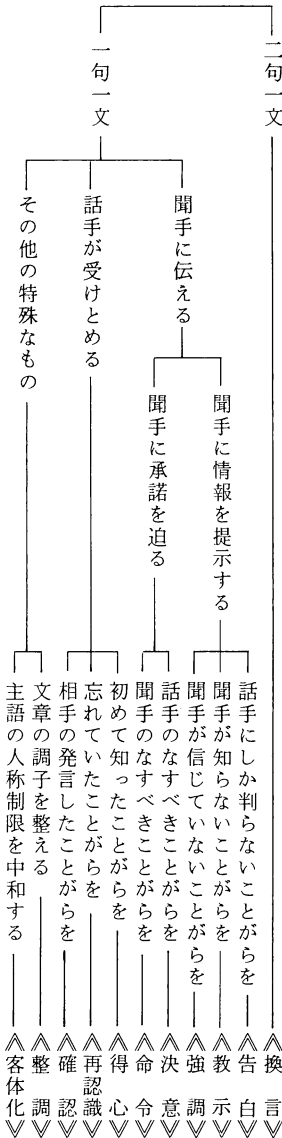
手短かに言うなら、ノダ形式を用いる表現（以下、「ノダ表現」）の構造は△叙述内容の体言化とその再述語化である、ということになる。ノダ表現が△叙述内容の体言化とその再述語化

という構造を持つのはノダ形式が△準体助詞「の」＋述語化要素という組成を持つことからの必然的な帰結であるから、すべてのノダ表現は△叙述内容の体言化とその再述語化という同一の構造を持つ、と言えよう。

(2) 「（狭義の）のだ」の文内表現効果

次に掲げる表は、△平叙・現在時で用いられたノダ形式（「（狭義の）のだ」）の文内表現効果の一覧表である。以下これらの表現効果群を簡条書き風に概観する。なお、待遇性や文体上の差異は無視することとし、「のです」のである・のさ・のよ・のね・のさなどの諸形態はすべてこの「（狭義の）のだ」に含めて扱うものとする。

△換言は、主語句の内容事態を異なる観点から述べ直す述語句に末尾形式として用いられたノダ形式の、その表現効果で



ある。従って、△換言▽は本質的に主述の二句をもって構成された文において実現される表現効果であり、「…のは…のだ」という呼応を基本形とする。②のような呼応を見せない②のような文例でも、その主語は常に句に匹敵する事態を表わしており（例えば②では「雨が激しく降るコト」という事態が「大雨」という語によって表わされている）、文全体としては二句構成のものに準じて考えることができる。

① 僕がこんなことを言うのは、君が心配なんだ。

② この大雨は台風が近づいているのだ。

①②のような二句構成の文では、主述二つの句的内容の一致が表わされるのであるが、その一致関係の中で、特に後句の方には「前句の内容の言い換え」という価値が結果的に与えられることになる。そのような後句の働きを、後句の末尾形式である「のだ」に全面的に帰したものが、ノダ形式の文内表現効果の一つとしての△換言▽である。

この△換言▽という表現効果はこれ以外の表現効果とはまったく異質なものであり、そのためにかえて△換言▽とそれ以外の表現効果の一つとが同一文に共存する場合がしばしばある。そのことについては（文間表現効果との関連において）後に触れるところがある。

△告白▽は「話手だけが知っている情報を聞き手に対して提示する」というものであり、△教示▽は「聞き手の知らない情報を話手が提示する」というものである。また、△強調▽は「聞き

が納得しないでいることがらを話手が（再び）提示する」ものである。各々の文例を挙げる。

③ 実は私もインコを飼っているんです。△告白▽

④ この店は、この辺りではちょっと有名なレストランなんです。△教示▽

⑤ 嘘じゃないよ。ホントにばくがひとりでやったんだ。

△強調▽

この三者は、「話手による聞き手への情報提示の形式」であるという点で共通している。末尾のノダ形式で△叙述内容の体言化▽を行なうことによって、叙述内容は「項目の情報としての体裁を整えられ、聞き手に提示されるために取りまとめられた情報である」ということが明確にうちだされる。△告白▽△教示▽△強調▽は、聞き手へ情報を提示するときの話手の姿勢の分類である。

△決意▽は「あることがらを話手自身が実現させようとする意志を、話手が聞き手に対して表明する」ものであり、△命令▽は「聞き手をしてあることがらを実現せしめようとする意志を、話手が聞き手に対して表明する」ものである。例を挙げる。

⑥ どけい。そこには俺様がすわるんだ。△決意▽

⑦ なんだと。お前の方こそ向こうへ行くんだ。△命令▽

この二者は、話手が自身の意志する内容を一個の体言の形にまとめあげて聞き手に突き付け、強引に聞き手に承諾を迫る表現である、という点で共通している。ここでは、ノダ形式による△叙述内容の体言化▽は、話手の意志の内容を聞き手に対する「一個の

要求項目にまで仕立てあげる、という形で働いていると言うことができる。

なお、この《決意》《命令》とさきほどの《告白》《教示》《強調》は、いずれも「聞手に伝えるために、聞手に向かって用いられるノダ形式」であり、その点では大きく一括することができる。

《得心》は「何らかの情報を自身の知識として新しく獲得したことを表明する」ものであり、《再認識》は「失念していたことがらに再び出会い、それをあらためて自身の知識に加えたことを表明する」ものである。

⑧ なるほど。このスイッチを押すと動き出すんだ。《得心》

⑨ ああ、そうか。物質名詞にはsをつけちゃいけないんだ。《再認識》

この二者は、遭遇したことがらの内容を一つの体言の形にまとめ上げ、話手自身がそれについて納得するための手掛りとする表現である。《告白》《教示》《強調》が知識の一項目を「提示」するための形式であったのに対して、《得心》《再認識》は知識の一項目を「獲得」したことを示すための形式であって、その意味では両群は正反対の方向性を持っていると言える。また、《告白》《教示》《強調》《決意》《命令》の五つは聞手に向かって用いられるのに対して、《得心》《再認識》の二つは「話手自身が受け止めるために、独白的に（話手自身

に向かって）用いられるノダ形式」であり、その点で大きく対立する。

《確認》は「話手が聞手の眼前で聞手の発言に納得して見せて、以て聞手への確認にかえる」ものである。外見上は聞手に向かって用いられているようにも見えるが、基本的には《得心》と同質の話手自身が受け止める表現であり、《得心》の特殊な変容型であると思なすことができる。

⑩ つまり、君は僕のやり方がなまぬるいと、こう言いたいんだ。《確認》

以上のほか、やや特殊なものとして次の二種を指摘しておく。《整調》は、《教示》や《強調》のノダ形式が（主として同一文章内における頻用の結果）期待された教示・強調のニュアンスを十分に実現することができず、単に語調を整える働きしか感じられなくなってしまったものである。

⑪ しかし、それは結論の単なる先送りに過ぎず、断じて解決案と呼べるような代物ではないのである。そのような曖昧な態度こそが、事態の混乱を招く元凶なのである。《整調》

《客体化》は、通常一人称の主語しか採らない述語詞（情意形容詞など）を二人称・三人称の主語に対する述語とするときに用いられる場合の、《教示》《得心》などのノダ形式の働きを言う。⁽³⁾

⑫ おい、あいつ震えてるぜ。よっぽどこわいんだ。《客体化》

二人称者・三人称者の主観は話手には直接は判らないものであるから、主観的な表現内容を持つ情意形容詞などは二人称・三人称の主語をとることが無いのが普通であるが、末尾に△教示▽△得心▽のノダ形式が用いられたときにはその発言内容に「話手の知識の一項目」としての資格が与えられ、⑫のような言い方が可能になる。このことを結果からのみ見れば、あたかもノダ形式が主語の人称制限を解消しているかのようにも見えるであろう。そのような場合のノダ形式を一般の△教示▽△得心▽などから切り離して考えるときには、これを△客体化▽と呼ぶ。

ノダ形式の文内表現効果として、筆者は以上の十一種を立てている。但し、△確認▽と△整調▽△客体化▽の三種は他の表現効果へ解消することもできるから、基本的には八種であるとも言える。

それらの表現効果はいずれも△叙述内容の体言化とその再述語化▽というノダ表現の構造によって実現せしめられたものであることが、以上の論述で明らかになったのではないかと思う。△叙述内容の体言化▽という一貫した構造を持つノダ表現は、△叙述内容の体言化▽ということに様々な伝達上の役割を期待することが可能であるために、その表現効果は分化して八乃至十一種類という多様さを見せるのであらうと思われる。

ノダ形式の文間表現効果

(1) ノダ表現についての文間表現効果

文間表現効果は、一般には文章論の課題であると見なされ、文法論において取り上げられることはほとんどない。例えば、次のような文例において、

- ⑬ あんまり乱暴に扱わないでくれ。割れ物がはいってるかもしれない。

後文末尾の「かもしれない」という形式の役割を記述しようとするときには、『蓋然性の表示』あるいは『危惧の表明』という文内表現効果だけが取り出され、前文の『依頼』に対する『根拠づけ』という文間表現効果については考慮されることがない。文法論の見地から文間表現効果が問題とされるような場合としては、ノダ形式のほかに助動詞「らし」と「らむ」とが数えられる程度であらうか。いずれにしても、ノダ形式を論ずる際にその文間表現効果に注目する論者が非常に多いという事実には、十分な注意を払う必要がある。おそらく、ノダ形式には、前後の文へ積極的に関与してゆくという、他の表現形式には無い性質があるのであらうと思われる。

前節において、ノダ形式は八乃至十一種の「多様な」表現効果を実現する、と述べた。しかしながら、非ノダ表現が伝達上何の色合も持たずに存立し得るのに比べてみれば、実はノダ表現とは、『話手しか知らない情報を伝えるような場面』や、『聞

手への要求を突き付けるような場面“などでしか用いることのできない制限の多い形式であると言うこともできる。例えば「猫はネズミを捕るのがうまいんだ。」というノダ表現は聞手に「教示」したり「強調」したり話手自身が「再確認」したりする場面でもしか用いることができないが、「猫はネズミを捕るのがうまい。」という非ノダ表現はそのような場面でも使える上にその他の様々な状況においても用いることができる。書き言葉としても用いられ得る。

そもそもノダ形式とは「叙述内容の体言化とその再述語化」のための形式であった。句的体言がそのまま文として言い切られたものがノダ表現であるのだから、通常の文に比してノダ表現により多くの制限がかかるのはむしろ当然であるかもしれない。

体言化とは、一種の抽象化である。体言化された内容は、具体的な言語場にはなくより抽象的な場に設定される。叙述内容は、体言化によって前節に述べたような表現性を獲得すると同時に、体言化によって発話の現場へ直接に結び付く文表現のモーダルな部分を削ぎ落とされ、発話の現場から切り離された内容そのものとなって宙に浮きもするのである。体言化された叙述が文表現として安定するためには、一旦なくした発話の現場への結びつきを何らかの手段で回復しなければならぬ。

そのように考えるならば、前節に数えあげた「ノダ形式の表現効果」とはそのまま「ノダ表現が成立するための条件」でもあったと言える。即ち、句的体言に他ならぬノダ表

現が文として成立するためには「告白」なり「決意」なりのニュアンスを帯びて発話の現場へ結びつく必要があった。比喩的に言うならば、ノダ表現は「告白」的な場面や「決意」的な場面に許されて文として成立する、と言うことができよう。それは、ノダ表現という句的体言による文の「場面的な安定」である。

だとすれば、ノダ表現が前後の文へ積極的に関与することについては、ノダ表現という句的体言による文の「文脈的な安定」であると考えることができるであろう。すべてのノダ表現は、前節に揚げた文内表現効果のいずれかを帯びることによって既に場面的に安定し、それで十分に文たり得るのであるが、多くのノダ表現はそれと同時に、前後の文へと依存して文脈的にも安定する。そのときの依存のあり方が、本節で論じようとするノダ形式の文間表現効果に他ならない。

(2) ノダ表現における文間表現効果

ノダ形式にとって文内表現効果はその場面的な安定の仕方のそれぞれであり、文間表現効果は文脈的な安定の仕方の一つ一つであるということを前小節に述べたのであるが、ノダ形式に対する両者の重要性の比重は若干異なっているようである。というのも、事実として、文内表現効果を持たないノダ形式は存在しないけれども、文間表現効果を取り立てては指摘できないノダ形式なら存在するのである。ノダ形式にとって、文内表現効果は必須であるけれども、文間表現効果はオプションな

ものであるらしい。

さて、その文内表現効果と文間表現効果との間には緊密な関連があり、文間表現効果のあり方は文内表現効果のあり方にあら程度左右されている。そこで、以下では、文内表現効果のグループごとに文間表現効果を観察してゆくこととする。なお、**△確認△△整調△△客体化△**の三種は派生的なものであり他の表現効果に解消することができるので、本小節ではとりあげないこととする。また、これ以後、「のだ」を末尾に持つ文を「ノダ文」と、ノダ文の前後にあってこれと相関する文を「相関文」と、それぞれ呼ぶことにする。

「のだ」が**△告白△△教示△△強調△**という文内表現効果を実現させている場合、その文間表現効果は相関文の性質によって二様に分かれる。

第一は、相関文が『命令』や『質問』など、その文において単なる情報伝達以上の行為を話手が聞き手に対しておこなう表現^⑤となっている場合である。このような場合には、そのような行為を為すに至った事情が、ノダ文において語られることになる。例を挙げておく（括弧内は相関文の表わす行為）。

⑭ A（命令） 気を付けろ！ この辺は地盤が弱いんだ。

B（依頼） 消しゴムを貸してくれない？ 忘れてきちゃったんだ。

C（禁止） グズグズするな！ 後がつかえてるんだ。

D（観誘） ひとつ召し上がりませんか？ 田舎から送って

きたんです。

E（質問） なんて書いてあるんですか？ 字が小さくて読めないんです。

『命令』といい『質問』といい、それらはみな、聞き手に対して何らかの要求を行なう表現である。それに伴うところのノダ文は、要求がなされることの背景や事情などを述べてその要求を正当化し、そのことによって、要求することに伴う不躺な印象を緩和してみたり要求の切迫度を強調してみたり、ともあれその要求が聞き手によって満たされることをたすける方向で働いている。この場合のノダ形式の文間表現効果を【根拠づけ】と呼ぶことにする。

【根拠づけ】のためにノダ形式が用いられる理由は、相関文の側から見れば、**△告白△△教示△△強調△**というノダ形式の文内表現効果が【根拠づけ】——要求行為の背景・事情の説明——を行うのに好都合であるからに他ならないが、一方、ノダ形式の側からは次のように言うことができる。つまり、要求表現の直後という文脈的位置に実現することによって、句的体言にほかならぬノダ表現は文としての安定度を高めることになる。要求表現にその補足という形で依存することによって、ノダ表現という句的体言は、要求表現を介して発話の現場へと結び付くことができるのである。^⑥

△告白△△教示△△強調△のノダ形式における文間表現効果の第二は、平叙文を相関文とするものである。

例えば、次の二文を比べてみると、

⑮ A 彼は手品のタネを舞台に落とした。彼はひどく緊張した。

B 彼は手品のタネを舞台に落とした。彼はひどく緊張したのだ。

Aにおいては「緊張した」のは「タネを落とした」ことの結果であり、従ってそこには継起する二つの事態が表現されている。Bにおいては「タネを落とした」という事態の別の角度からの表現が「緊張した」ということなのであって、結局そこに表現されているのはただ一つの事態である。二文が相異なる二つの事態を表現するAでは、それぞれの文は互いに独立していると言うことができるが、二文が結局は同一の事態を表現してしまいうBでは、二文の間に依存関係を認めなければならない。^⑦しかもこの場合、二文が互いに依存し合うのではなく、ノダ文が一方的に相関文へと依存するものと思われる。句的体言にほかならぬノダ表現は、自身と同じ内容を持つ確固たる文に依存することによって、その文を介して発話の現場に結び付くことができる。これもまた、ノダ表現の文脈の安定のあり方である。

このときのノダ文は、相関文の内容事態を別の角度から再び述べたものとなるので、このような文間表現効果を【捉え直し】と呼ぶことにする。なお、この【捉え直し】は二つに下位区分^⑧することができるので、⑮と⑰の二類に分けて例を挙げておく。

⑮ A 風邪をひいてしまいました。熱があるんです。

B あいつは本当にしかたのない奴だ。ゆうべあんなにクダを巻いたのを全然覚えてないって言うんだ。

⑰ A 赤字を出してしまいました。不景気なんです。

B ケーキは嫌いだ。どうも甘いものは苦手なんだ。

⑮は、相関文が「一般」を表わしノダ文がそれに対する「典型たる個別」を表わすものである。『あゆみ抄』の言葉を借りるなら、相関文を「神」としてノダ文がその「標」にあたるのがこの類型である。⑮では、ノダ文に示されたことがらは相関文に示されたことがらを具体化する一典型例に相当している。これを仮に語と語による主述関係になぞらえるなら、主辞概念から述辞概念を抜き出すところの「内属判断」^⑩にあたるということができる。

⑰は、逆に、相関文が「個別」を表わしノダ文がそれを含み込む「一般」を表わしている。前掲⑮もこの例にあたる。これらの例では、ノダ文に示されたことがらは相関文に示されたことがらの背景をなしている。これもまた語と語による主述関係に仮になぞらえてみるならば、述辞概念が主辞概念を覆い包み込むところの「包摂判断」^⑩にあたるということができよう。

先ほどの【根拠づけ】という文間表現効果は、ノダ文の表わすことがらと相関文の表わすことがらとのことがら相互間の直接的関係の謂いではなかった。聞き手に対して何がしかの要求をぶつけてしまったという行きがかりが、その要求の背景や事情を説明しておく必要を話手に感じさせ、その結果として用いられたのが【根拠づけ】のノダ文であった。従って、【根拠づけ】のノダ文は『命令』『質問』などの要求作用自体と補い合う関係にあると考えるべきものであり、たとえば対象面においてことが

ら間の論理的な関係がそれに付随することがあっても、それは副次的なことに過ぎない。それに対してこの【捉え直し】は、全面的にことがら相互の論理的关系を表示するためのものである。「文脈的安定」という言葉で一括してはおくが、同時に両者がかかなり異質のものであることに注意しておきたい。

△得心▽△再認識▽という文内表現効果を実現させるノダ形式には、【捉え直し】という文間表現効果を実現させるものは存在するが、【根拠づけ】という文間表現効果を実現させるものは考えにくい。そもそも、【根拠づけ】は相関文の表わす要求作用に関する背景や事情を与えるものであるのだから、その用法が、聞手に情報を提示する“ノダ形式である△告白▽△教示▽△強調▽には存在し、”話手自らが情報を受け取る“ノダ形式である△得心▽△再認識▽には存在しないのも当然である。【捉え直し】の例を挙げる。

⑬ A わあ、こんなに熱がある。風邪をひいたんだ。

B それはそれは見事な紅葉でしたよ。もうすっかり秋なんですね。

なお、△得心▽△再認識▽のノダ形式が実現させる【捉え直し】には、“個別”を相関文としてそれを包み込む“一般”をノダ文とする“包摂判断型”が多く、“一般”である相関文から“典型としての個別”を抜き出してノダ文とする「内属判断型」は少ない。というのも、△得心▽△再認識▽はその場で知識を増やしたことの表現であるのだが、“一般”から“典型と

しての個別”を抜き出すという「内属判断型」の【捉え直し】は、新しく知識を増やすための形式ではなく、むしろ既に知っていることについて相手を説得するための形式だからである。

【捉え直し】という文間表現効果との関連において、ここで△換言▽という文内表現効果に触れておかねばならない。

△告白▽△教示▽△強調▽のノダ文にせよ△得心▽△再認識▽のノダ文にせよ、【捉え直し】を実現させるノダ文は依存してゆく相手を自らの外部に相関文として求めたのであるが、△換言▽のノダ文は相関文たるべき相手を“くのは”の形式で自らの内部に取り込んでしまっている、とすることができ。

即ち、ここでは【捉え直し】という文間表現効果が一文内に完結して△換言▽という文内表現効果となっている。文間表現効果を既に内化しているために、△換言▽のノダ文は自身の外にそれ以上の文脈を積極的に求めることをせず、常に単独で安定する。

そのかわり、と言うべきか、△換言▽のノダ文ではその文内表現効果がしばしば二重になる。例えば次の文においては、

⑭ タマが屋根の上で鳴いているのはネ、きっと友達が欲し
いんだ。

△換言▽のほかに△教示▽という文内表現効果も同時に実現されている。

なお、△換言▽を【捉え直し】と比較してみるならば、【捉え直し】における“個別”対“一般”という関係は△換言▽に

おいては裏面化し、かわって因果を中心とする論理的関係が表面に出てくる。「個別」「対」「一般」という関係は、二つのことがらが結局は一つのことからへと一致する、その一致において乗り越えられたところの相違面である。【捉え直し】は二文間の関係であるために、一致すべき二つのことがらが△換言▽よりも遊離的に保たれ、その結果この相違面をまだしも垣間見せるが、△換言▽は一文内の関係であるために、二つのことからの相違を含む一致という関係がより予定的・計画的に実現されて、因果などへと論理化されるのである。

△決意▽△命令▽については、連文を構成しようとする傾向がとりたてて指摘するほどには積極的でなく、従って、特徴的な文間表現効果を指摘することもできない。これは、『決意』『命令』という作用が本来的・決定的に場面依存的であり、そのために文脈への依存を必要としない、という事情によるものである。これらの表現は、「話手の意志を意志される内容としてのことがらそのものを以て表わす」という表現であって、その点では希望喚起に近いとも考えられる。

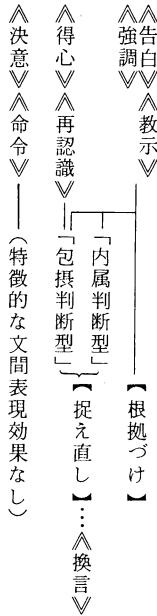
また、場面依存性という観点から言うならば、△得心▽△再認識▽のノダ文にも場面へと決定的に依存して文脈をまったく顧みない場合がある。述べたように、△得心▽△再認識▽には「包摂判断型」の【捉え直し】という文間表現効果を以て文脈へと依存してゆく例もあるのだが、②のような詠嘆色の濃い例は、△決意▽△命令▽同様、決定的に場面へと依存しているも

のとは見なしていいだろう。

②② (山の頂上で) やったぞ！ 俺はどうとう来たんだ。

△得心▽△再認識▽のノダ文は、遭遇した事態を話手がこころみに言語化してみろという類の表現であり、遭遇の場面と深い関係にある。そのために、場面へと実際に依存してしまいう例をこれらは持つことができるのである。なお、さきほどは△決意▽△命令▽を希望喚起になぞらえたが、△得心▽△再認識▽は、感動喚起になぞらえるに反省的であり過ぎるかもしれない。けれども、例えば「擬喚述法」^②になぞらえられる程度の詠嘆性ならば具えているのではなからうか。

以上、ノダ形式の文間表現効果について、文内表現効果との関連において述べてきた。最後に両者の対応表を掲げて、一応のまとめとする。



注

- ① 文献⑫。
- ② 文献⑩などに指摘されている。
- ③ 文献⑧が、本稿に言う△客体化▽のノダ形式もそれ自身

の働きは特殊なものではないということを指摘している。

- ④ 文献①が、係助詞を文中に持たずしかも文末に助詞も助動詞も無い文の特殊性を一語文との関連において述べているところから示唆を得た。

- ⑤ ノダ形式にこのような用法があるということ自体については、文献⑥をはじめ、しばしば指摘されている。

- ⑥ 上代語の連用形終止文に関する文献②の議論から示唆を得た。

- ⑦ 文献③および神戸大学文学部における御講義から示唆を得た。

- ⑧ 文献⑦が、「事実文・判断文」という観点からノダ文とその前後の文との関係を分析していることから示唆を得た。

- ⑨ 「しるしので」。なお、文献④⑤などを参照した。

- ⑩ 「内属判断・包摂判断」の用語法は森重敏氏（文献⑨など）に倣った。

- ⑪ 文献⑪。

文献

- ① 尾上圭介「文核と結文の枠」『言語研究』六三 一九七三
② 同 「文の基本構成・史的展開」『講座日本語学』二
一九八二
③ 同 「『ボチャーンねこ池落ちよってん』」『音声言語』
一九八五
④ 川端善明「接続と修飾」『国語国文』二七巻五号 一九五八

- ⑤ 同 「副詞の条件」渡辺実編『副用語の研究』一九八三
⑥ 久野暉『日本文法研究』一九七八
⑦ 田中望「日常言語における『説明』について」『日本語と日本語教育』八 一九八〇

- ⑧ 田野村忠温「命題指定の『の』の用法と機能」『言語学研究』五 一九八六

- ⑨ 森重敏『日本文法通論』一九五九

- ⑩ 山口佳也「『のだ』の文について」『国文学研究』五六
一九七五

- ⑪ 山田孝雄『日本文法論』一九〇八

- ⑫ 吉田茂晃「ノダ形式の構造と表現効果」

付記

別稿の基となった研究発表（国語学会昭和六二年春季大会）の後、高橋太郎先生から、ノダ文と前後の文との間の関係についても記述が必要であるという旨のご忠告をいただいた。ノダ形式の連文的側面について別個にまとめることはそれ以前からの目論見ではあったが、そのご忠告には大いに励まされた。記して謝意を表したい。